1 軽自動車税に関する調

(1) 課税台数及び調定額に関する調

区分＼年度					令和３年度				令和４年度				令和５年度			
					課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）	
					当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
原動機付自転車	総排気量50cc以下				2,738	2,734	5,476	5,468	2,615	2,610	5,230	5,220	2,494	2,490	4,988	4,980
	特定小型原付				－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	総排気量50cc超 90cc以下				299	299	598	598	308	308	616	616	312	313	624	626
	総排気量90cc超 125cc以下				558	558	1,339	1,339	574	572	1,378	1,373	605	604	1,452	1,450
	三輪以上 総排気量20cc超 50cc以下				96	96	355	355	100	100	370	370	99	99	366	366
	小計				3,691	3,687	7,768	7,760	3,597	3,590	7,594	7,579	3,510	3,506	7,430	7,422
	増減				－	△ 4	－	△ 8	－	△ 7	－	△ 15	－	△ 4	－	△ 8
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車・被牽引車			1,604	1,603	5,774	5,771	1,691	1,687	6,088	6,073	1,777	1,773	6,397	6,383
		旧税率	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	1	1	6	6	1	1	5	5	0	0	0	0
				乗用 自家用	11,421	11,256	82,231	81,043	9,883	9,743	71,158	70,150	8,562	8,444	61,646	60,797
				貨物用 営業用	73	65	219	195	73	66	219	198	60	54	180	162
				貨物用 自家用	2,983	2,943	11,932	11,772	2,561	2,531	10,244	10,124	2,128	2,107	8,512	8,428
		重課	三輪車		1	1	5	5	1	1	4	4	1	1	5	5
			四輪車	乗用 営業用	1	0	8	0	2	1	16	8	5	3	41	25
				乗用 自家用	6,823	6,680	88,017	86,172	7,154	7,008	92,287	90,403	7,347	7,188	94,776	92,725
				貨物用 営業用	32	29	144	130	36	33	162	149	39	33	176	148
				貨物用 自家用	3,345	3,317	20,070	19,902	3,330	3,305	19,980	19,830	3,368	3,338	20,208	20,028
		新税率	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	8,141	8,012	87,923	86,530	9,955	9,809	107,514	105,937	11,262	11,094	121,630	119,815
				貨物用 営業用	94	93	357	353	102	100	388	380	102	100	388	380
				貨物用 自家用	2,595	2,569	12,975	12,845	3,006	2,976	15,030	14,880	3,396	3,364	16,980	16,820
		軽課75％	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	35	34	95	92
				貨物用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課50％	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	91	90	491	486	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽課25％	三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			四輪車	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				乗用 自家用	376	374	3,046	3,029	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 営業用	2	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
				貨物用 自家用	25	25	95	95	0	0	0	0	0	0	0	0
		専ら雪上を走行するもの			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小型特殊自動車	農耕作業用			3,435	3,434	8,244	8,242	3,446	3,442	8,270	8,261	3,406	3,403	8,174	8,167
		その他			888	879	5,239	5,186	933	924	5,505	5,452	969	960	5,717	5,664
	小計				41,931	41,373	326,782	321,768	42,174	41,627	336,870	331,854	42,457	41,896	344,925	339,639
	増減				－	△ 558	－	△ 5,014	－	△ 547	－	△ 5,016	－	△ 561	－	△ 5,286
二輪小型自動車					1,745	1,741	10,470	10,446	1,797	1,793	10,782	10,758	1,884	1,880	11,304	11,280
増減					－	△ 4	－	△ 24	－	△ 4	－	△ 24	－	△ 4	－	△ 24
合計					47,367	46,801	345,020	339,974	47,568	47,010	355,246	350,191	47,851	47,282	363,659	358,341
増減					－	△ 566	－	△ 5,046	－	△ 558	－	△ 5,055	－	△ 569	－	△ 5,318

（当初：各年度４月１日現在、最終：各年度３月31日現在）

令和６年度				令和７年度				令和８年度			
課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）		課税台数（台）		調定額（千円）	
当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
2,355	2,350	4,710	4,700	2,232	2,229	4,464	4,458	2,108		4,216	
2	2	4	4	7	7	14	14	16		32	
328	328	656	656	339	339	678	678	340		680	
653	651	1,567	1,562	703	702	1,687	1,685	731		1,754	
96	96	355	355	101	100	374	370	98		363	
3,434	3,427	7,292	7,277	3,382	3,377	7,217	7,205	3,293		7,045	
－	△ 7	－	△ 15	－	△ 5	－	△ 12	－		－	
1,790	1,789	6,444	6,440	1,825	1,822	6,570	6,559	1,871		6,736	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
2	2	11	11	2	2	11	11	1		5	
7,304	7,198	52,589	51,826	5,845	5,759	42,084	41,465	4,092		29,462	
46	40	138	120	34	29	102	87	29		87	
1,731	1,716	6,924	6,864	1,325	1,315	5,300	5,260	875		3,500	
1	1	5	5	1	1	4	4	1		5	
8	7	66	57	9	8	74	66	10		82	
7,239	7,081	93,383	91,345	7,385	7,222	95,266	93,164	7,838		101,110	
36	33	162	149	40	35	180	157	41		185	
3,397	3,366	20,382	20,196	3,460	3,430	20,760	20,580	3,605		21,630	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
1	1	7	7	3	2	21	14	9		62	
12,603	12,421	136,112	134,147	13,911	13,711	150,239	148,079	15,448		166,838	
116	110	441	418	126	118	479	448	135		513	
3,806	3,770	19,030	18,850	4,163	4,122	20,815	20,610	4,639		23,195	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
23	23	62	62	7	7	19	19	12		32	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	7	7	9	9	2		3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
0	0	0	0	0	0	0	0	1		4	
3,373	3,370	8,095	8,088	3,335	3,333	8,004	7,999	3,285		7,884	
974	966	5,747	5,699	991	983	5,847	5,800	1,058		6,242	
42,450	41,894	349,598	344,284	42,469	41,906	355,784	350,331	42,952		367,575	
－	△ 556	－	△ 5,314	－	△ 563	－	△ 5,453	－		－	
1,947	1,944	11,682	11,664	1,990	1,981	11,940	11,886	1,982		11,892	
－	△ 3	－	△ 18	－	△ 9	－	△ 54	－		－	
47,831	47,265	368,572	363,225	47,841	47,264	374,941	369,422	48,227		386,512	
－	△ 566	－	△ 5,347	－	△ 577	－	△ 5,519	－		－	

(2) 減免に関する調

会津若松市税条例

（軽自動車税の減免）

第89条第１項　　市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

（身体障がい者等に対する軽自動車税の減免）

第90条第１項　　市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。）

(2) その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等

年度 / 減免事由	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）	件数（件）	減免税額（円）
第89条第１項	60	471,600	61	468,600	59	477,100	63	533,900	69	602,400	82	714,800
第90条第１項(1)	445	4,220,600	437	4,247,800	444	4,455,000	436	4,420,600	434	4,455,800	438	4,605,700
第90条第１項(2)	54	319,100	48	282,800	58	361,200	59	359,800	64	411,600	66	442,400
合計	559	5,011,300	546	4,999,200	561	5,293,300	558	5,314,300	567	5,469,800	586	5,762,900

２ 市たばこ税に関する調

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
売り渡し本数（千本）	161,142	161,446	160,025	158,226	155,650
調定額（千円）	1,016,178	1,057,800	1,048,486	1,036,698	1,019,819
前年比	107.6%	104.1%	99.1%	98.9%	98.4%
特別徴収義務者数	4	2	3	2	3

令和２年10月１日から　　6,122 円/千本

令和３年10月１日から　　6,552 円/千本

３ 入湯税に関する調

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
入湯客数（人）	567,087	796,251	857,227	884,404	877,350
入湯税課税人数（人）	375,140	524,021	602,642	627,378	633,850
調定額（千円）	56,271	78,603	90,396	94,107	145,319
前年比	104.0%	139.7%	115.0%	104.1%	154.4%
特別徴収義務者数	27	27	26	25	23

150 円（１人１日）

ただし 令和７年10月１日から

令和17年９月30日までの期間　　350 円（１人１日）

4 特別土地保有税に関する調

(1) 納税義務者等（地方税法第 585 条）

土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者または取得者に課する（同条第 1 項）。

・取得分 1 年・保有分 10 年で、計 11 年課税。

・基準面積（免税点）※

指定都市：2,000 ㎡以上

都市計画区域を要する市町村：5,000 ㎡

その他の市町村：10,000 ㎡

※特別土地保有税における基準面積とは免税点を表す。その合計面積がこれ以上になった場合、基準面積を超える部分だけでなく、その下積面積を含めて全体について課税される。

(2) 課税方式（地方税法第 593 条から第 599 条まで）

① 取得分　・基準面積（5,000 ㎡）以上の土地を 1 月 1 日又は７月 1 日前 1 年以内に取得した者に係る土地の取得に対して課するもの

・申告納付期限：それぞれの年の２月末日又は８月 31 日

・税額 ＝ 取得価格×3/100 － 不動産取得税の課税標準額×4/100

② 保有分　・基準面積（5,000 ㎡）以上の土地を 1 月 1 日において所有する者の当該土地に対して課するもの

・申告納付期限：その年の５月 31 日

・税額 ＝ 取得価格×1.4/100 － 固定資産税の課税標準額×1.4/100

(3) 課税の停止（地方税法本法附則第 31 条）

① 取得分　平成 15 年 1 月 1 日以後に取得された土地の取得に対しては、地方税法及び市税条例の本則の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する税（取得分）を課さない。

② 保有分　平成 15 年以後の各年の 1 月 1 日において土地の所有者が所有する土地に対しては、地方税法及び市税条例の本則の規定にかかわらず、当分の間、平成 15 年度以後の年度分以後の年度分の土地に対して課する税（保有分）を課さない。